

栃木県教育委員会定例会会議録

平成30年3月19日(月)、栃木県教育委員会定例会を栃木県庁南別館内教育委員室に招集した。

1 出席者（教育長及び委員）は次のとおりである。

1 番（教育長）	宇 田	貞 夫
2 番	工 藤	敬 子
3 番	陣 内	雄 次
4 番	岡	直 樹
5 番	吉 澤	慎 太 郎
6 番	鈴 木	純 美 子

2 議事に参与した職員は次のとおりである。

教 育 次 長	松 崎	禎 彦
教 育 次 長	池 田	聖
参事（高校再編推進担当）	丹 羽	章 泰 治
総合教育センター所長	軽 部	幸 介
総 務 課 長	熊 倉	精 武 司
施 設 課 長	坂 入	政 春
教 職 員 課 長	大 島	千 浩
学 校 教 育 課 長	中 村	誠 治
特 別 支 援 教 育 室 長	中 田	恵 哲 郎
生 涯 学 習 課 長	鈴 木	哲 裕
ス ポ ー ツ 振 興 課 長	田 代	正 祥 一
文 化 財 課 長	平 野	純 夫
健 康 福 利 課 長	野 原	哲 幸
総 務 主 幹	伊 澤	正 幸 人
人 権 教 育 室 長	関 口	光 正
児 童 生 徒 指 導 推 進 室 長	伊 澤	
学 力 向 上 推 進 室 長	齊 藤	
競 技 力 向 上 対 策 室 長	岡 田	
世 界 遺 産 登 録 推 進 室 長	佐 藤	

3 午後2時00分、教育長及び委員は全員出席しており、委員会は成立したので、教育長は定例会を開催する旨を告げた。

4 教育長は、本日の会議録署名委員に4番岡委員を指名した。

5 教育長は、本日の議案等のうち、第2号議案、第3号議案及び第4号議案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定に基づき、会議を非公開で行いたい旨を諮ったところ、全出席者の賛成により非公開とすることに決定した。

6 教育長は、報告を受ける旨を告げた。

7 報 告

(1) 栃木県教員育成指標の策定について

教育長から説明を求められ、指導次長が説明した。

この報告に関して、出席者から次のような質問や意見等があった。

[委 員]

- ・ 校長については、「何をやったのか」というところが評価基準になっていることが多いと思う。今後、働き方改革を進めていく上で、学校で育てていく子ども像というものに照らし合わせて、これまでに増えてしまった行事を削減していくということも必要になると考える。評価の中で、何をやったかだけでなく、何を止めたかというようなところも評価基準の中に是非入れていただきたい。

[事務局]

- ・ これは育成指標ということで、資質向上を図るためのものであり、教職員評価とは別のものである。ただ、委員からご指摘いただいたように、働き方改革が言われている中で、校長として、スクラップアンドビルドをきちんと行っていくという意味で、人事管理、あるいは職場環境づくりのほうに位置づけていきたいと考えている。

[委 員]

- ・ ステージⅠ、概ね1年目から5年目のところであるが、教育学部を卒業して、ストレートで先生になり、新採でいきなり担任を持つこともある。そういうところでもかなり悩んでいる実態が見えてきているので、このステージⅠの入口のところを慎重にケアすることが重要だと感じている。今後よく検討いただければと思う。

[事務局]

- ・ 2回の協議会を通して、採用時の姿という部分がかかなりレベルが高いのではないかというような御意見をいただいた。特に大学を卒業してそのまま教職に就かれた方にとっては、すぐにもステージⅠのところと同等のものを求められているところもあり、それを含めて検討はしてきたところである。今後、各学校の管理職が大学との接続等を十分考えながら、教員を育成していく上でもこの指標を活用していただきたいと考えているので、引き続き検討していく。

[教育長]

- ・ 「いいものができた、次はどうする」というところと「いかに実施するか」というところは常に指摘をされる場所である。細かい指標であるが、教員にしっかりと下ろしていかなければならないと考えている。

[委 員]

- ・ 指標のチェック機関はないのか。できたかどうかを自分で見渡してやっ

ていくものということでしょうか。

〔事務局〕

- ・ これは指標ということで、教職生活全体を通じて、まず全体像を把握しながら、自分の資質向上のために、「この経験年数であれば、こういうところを求められていて、今後こういうことも必要になる」というようなものを見渡すための目印のようなものとなると思う。一方で、教職員評価では個人の目標も立てるので、それと関連も図りながらチェック等を行い、より一層資質向上を図れるよう活用を促したい。

〔委員〕

- ・ それこそ道しるべのようなものであり、拠り所になるものである。それであればなおさら、全ての教員に落とし込んでいってもらいたい。先ほどもあったが、「いいものができた。だが、できただけで終わってしまう」ということがないよう、周知徹底をしていただきたい。
- ・ また、作り上げてきた学校そのもののカラーが、新しい校長になって変わってしまうなどの怖さもある。個人個人がこれだというものの他に、軸となるものはしっかり伝えていく必要がある。

(2) 栃木県公立学校教員研修要綱の一部改正について

教育長から説明を求められ、総合教育センター所長が説明した。
この報告に関して、出席者から質問や意見はなかった。

(3) 日光杉並木街道保存活用計画骨子について

教育長から説明を求められ、文化財課長が説明した。
この報告に関して、出席者から次のような質問や意見等があった。

〔委員〕

- ・ この街道が持っている歴史、文化的な意味合いは、栃木県として誇れるものであるので、是非しっかりと保存活用していただきたい。一方で、ここは県の景観条例でも指定されている限界でもあるので、こういう方向性でやっていただきたい。
- ・ 教育的な視点では、資料の最後のページにも書いてあるが、これは栃木で育つ子どもたちの教育的資源でもあるので、保存計画の中に子どもたちが参画できるような仕組みというものをもっとしっかりと作っていただきたい。

(4) 「学校給食レシピ集(第3編)」及び「学校給食レシピ集(総集編)リーフレット」の発行について

教育長から説明を求められ、健康福利課長が説明した。
この報告に関して、出席者から次のような質問や意見等があった。

〔委員〕

- ・ 大変良い資料ができた。食育の話の中で、県産品の活用というか、栃木県産の食材をより多く給食で取り上げたらどうかという話題が出る。是非

このような給食レシピ集の展開の中で、栃木県で採れた食材が使われるようなことになっていくといいと思う。

〔教育長〕

- ・ 地場産の活用については少し割合は上がっているが、目標の50%に向けて取り組んでいてもらいたい。

〔委員〕

- ・ 今までよりも寿命が延び、人生100年時代と言われるようになって、小さい頃の食習慣であったり、食に対する意識が年を重ねていくごとに非常に重要な意味合いを持っていくと思う。今、家庭の教育力が落ちている中で、自分の身体は口から入ったものでできているということを、これまでも増して、学校でしっかりと伝えていただくということを是非取り組んでいただきたい。

(5) 平成29年度文部科学省事業委託「つながる食育推進事業」報告書の発行について

教育長から説明を求められ、健康福利課長が説明した。

この報告に関して、出席者から次のような質問や意見等があった。

〔教育長〕

- ・ この事業は今年度で終了か。

〔事務局〕

- ・ 文部科学省からの委託事業は今年度で終了だが、来年度は「つながる」を「つなげる」食育に変え、県単バージョンとしてこの事業を継続していく。

8 教育長は、審議に移る旨を告げた。

9 第1号議案 栃木県教育委員会事務局組織規程等の一部改正について

第1号議案は、審議の結果、原案どおり可決された。

この議案に関して、出席者から次のとおり質問や意見等があった。

〔委員〕

- ・ 今回、新設する学校安全課に色々な機能を集約するという体制になっている。新しい体制を作っていくに機能するのかというところがこれまで議論してきた重要だということであるが、学校安全課の課長は一体どういう方がなるのか。危機管理であるとか、そういう専門的な知見、経験がある方がなるのか。もしくは課長は総合調整的な立場であるということであれば、そういうことに長けている方がアドバイザー的なスコアかどうかとか、体制的な部分を教えていただきたい。

〔事務局〕

- ・ 第2号議案と関係するところであるが、委員ご指摘のとおり、学校安全

課の業務、特に課長の業務は非常に重要と考えている。危機管理に優れた方、あるいは色々なノウハウを持った方、バランス感覚、調整能力に優れた方、いろいろあるかと思う。今回は雪崩事故の関係を熟知した方がならなくてはいけないと考えており、知見に長けた方を選びたい。第2号議案で詳しく説明する。

〔教育長〕

- ・ 学校安全課は、来年度からの教育委員会としては目玉の再編であり、きちんと機能するように局を挙げていかなければいけないという思いである。

10 教育長は、一部順番を入れ替える旨を告げた。

11 第5号議案 栃木県指定有形文化財(彫刻)の名称変更について
第5号議案は、審議の結果、原案どおり可決された。
この議案に関して、出席者から次のとおり質問や意見等があった。

〔教育長〕

- ・ 名称変更はいつから有効になるのか。

〔事務局〕

- ・ 法的には県公報に告示をした日となる。可決となり次第手続きを進めていく。

12 教育長は、第2号議案、第3号議案及び第4号議案については、先の決定のとおり、会議を非公開で審議する旨を告げた。

13 第2号議案 事務局等職員の人事について
第2号議案は、審議の結果、原案どおり可決された。

14 第3号議案 公立小・中・義務教育学校及び県立学校長の人事について
第3号議案は、審議の結果、原案どおり可決された。

15 第4号議案 学校職員の懲戒処分等について
第4号議案は、審議の結果、原案どおり可決された。

16 教育長は、以上で本日の会議を終了することを告げ、午後3時46分、閉会した。